

## 平成の税制を振り返る

中央大学 法科大学院 教授  
東京財団 上席研究員 **森信 茂樹**

平成という名称があと1年強の31年4月末で終了する。平成の世を振り返ると、バブルの絶頂とともに始まり、その崩壊、失われた20年を経て、少子高齢化の下でデフレ脱却にもがく時代、というのが筆者のイメージである。ここでは、平成の税制の歴史を振り返ってみたい。

平成の税制は、消費税の導入（平成元年4月1日）から始まった。その後、土地神話への対策としての地価税の導入（平成4年）とバブル経済崩壊に伴う凍結（平成10年）、バブル崩壊後の経済対策としての幾度の所得税減税と消費税率5%への引き上げ（平成9年）、政権交代を経ての社会保障・税一体改革（平成24年）、これらがビッグイベントと言えよう。消費税率が10%に引き上げられる（予定の）2019年10月は、もう平成ではない。

まずは消費税であるが、わが国の税制は、消費税の導入をもって、戦前に形成されシャープ税制により強化された所得税中心の税制から脱皮することになるわけで、抜本的税制改革と称されている。導入時の大義名分（スローガン）は「直間比率の是正」つまり、所得税を軽減して消費税を導入することで「公平で活力ある社会」を維持することであった。

全体としては増減税中立の改革と説明されているが、実際は多少の減税超過である。

導入時期の平成元年は、いまだバブル絶頂期で、それがバブルだとは多くの国民が気づいていない時期であったが、これは消費税導入にとっては僥倖であったと言えよう。その後平成6年に「所得・消費・資産のバランス」をスローガンとして所得減税が3年先行し、消費税率は平成9年（1997年）に5%に引き上げられる。

そして社会保障・税一体改革で、消費税率が8%、10%へと二段階で引き上げられることが決まり、社会保障目的税としてネット増税の時代に移っていく。消費税率8%への引き上げは法律通り平成26年4月に行われたが、10%への引き上げは2度延期され、平成を超えての実現（予定）となる。ネット増税というものがどれだけ国民にとって、そして政治家にとって受け入れにくいものかを物語っている。

バブル経済との戦いも税制なりの役割を求められた。それが地価税の導入である。しかしバブル経済崩壊後は、この税は凍結されたままである。この税制の反省は、導入のタイミングが平成4年と遅れたことで、バブル抑

---

制のためのはずが、バブル崩壊をダメ押しすることとなった。租税法律主義という憲法原則に基づき国会で法律改正をする必要がある税制の宿命とも言える。バブル経済崩壊後は、毎年の恒例行事となった経済対策としての所得税減税の時代である。橋本特別減税、小渕減税が印象に残る。

このような歴史を通じて筆者が感じることは、以下の2点である。

第1に、消費税の導入・引上げは、基幹税として税収を安定的なものにした一方で、合わせて行われた累次の所得税減税が、わが国の所得再分配機能を脆弱なものにしたのではないか、ということである。わが国の所得税負担をGDP比で比べると、先進諸外国の6

割程度となっていることがその証左である。

第2に、税制の最大の機能である財源調達機能は低下したまま、ということである。租税負担率（租税収入の国民所得比）は、平成元年の27.7%がピークである。アベノミクスがデフレ脱却から成功したと言っても、平成29年度の租税負担率は25%強に過ぎず、いまだ回復はしていない。平成の時代は、税制が財源調達機能を失ってきた30年と言えようか。

最後に、次の時代は、デジタル経済に税制がどのように対応していくかということが大きな主題となると思われる。AI、ロボット、フィンテックに税制はどう向き合っていくのか、前人未到の時代に入っていくということである。